

シルバー人材センター総合保険について

賠償保険 (年間約 280,000 円をセンターが負担しています。)

センターの会員が、各種の仕事を遂行中、他人の身体、財物に与えた賠償事故を担保する保険です。例えば、次のような場合に支払われます。

- (1) 塗装中誤ってペンキを通行人にかけてしまったとき
- (2) 子供の世話をしている過失によってケガをさせた場合
- (3) 清掃中誤って物を壊したとき。

1. 保険の種類及び給付対象

契約タイプ		Aタイプ	
施設・事業	活動事故		支払限度額
	対人賠償	1名 1事故 保険期間中	3,000 万円 1億円 1億円
	対物賠償	1事故 保険期間中	1,000 万円 1,000 万円
管理財物事故		1事故 保険期間中	1,000 万円 1,000 万円
	うち貨幣・紙幣の盗難	1事故 保険期間中	10 万円 10 万円
人格権侵害事故		1名 1事故 保険期間中	100 万円 100 万円 100 万円

※保険適用・非適用については、シルバー人材センター総合賠償責任保険の約款に記載の通りとなります。

2. 保険金を支払えない主な場合

例えば、次のようなものは、この保険では保険金を支払うことができません。

A 共通

- 保険契約者・被保険者が故意に起した事故
- 戦争、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任

B 仕事の結果に起因して負担する賠償責任(請負業者賠償責任保険)

- 自動車事故

C 仕事の結果に起因して負担する賠償責任(生産物賠償責任保険)

- 仕事のかしに起因する仕事の目的物の損壊自体
- 故意又は重大な過失により法令に違反して行った仕事の結果に起因する賠償責任

D 受託物を損壊させた場合の賠償責任(受託者賠償責任保険)

- 自然の消耗又は性質によるかび、変色、さび等並びにねずみ喰いの損壊

万一事故が起き、ケガ等をした場合には、すみやかにセンターまで連絡してください。
 (社) 常滑市シルバー人材センター 電話 89-7722 FAX 89-7706